

水道メーターの交換にご協力ください!

水道メーターは『計量法』により、製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。次の日程で該当するご家庭等に伺い、メーターの交換を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。なお、メーターの交換作業は、町で発行する身分証明書を着用した町指定工事業者が行います。

- ▶交換期間/7月中旬～8月中旬
- ▶対象区域/本町の一部、六供、常木の一部、本宿、末野2～4区

費無料

※水道メーターは町の貸与品です。作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
- メーターボックスの近くに犬をつながないでください。

問上下水道課 ☎内線264

募集します! 第51回埼玉文学賞 作品

埼玉新聞社では「彩の国・埼玉りそな銀行第51回埼玉文学賞」の作品を募集しています。
部門/小説、詩、短歌、俳句
資格/県内在住・在勤者の場合は題材自由。県外者の場合は埼玉の事物、風土、人間、歴史等埼玉との関わりをテーマにした作品であること。
締め切り/8月31日(月)※当日消印有効
宛先/埼玉新聞社編集局ふるさと報道部「埼玉文学賞」各部門係(さいたま市北区吉野町2-282-13)
発表/11月上旬の埼玉新聞紙上
埼玉新聞社編集局ふるさと報道部 ☎048・653・9027

催し お出かけください! かわはくイベント

川の日記念「七夕かざりつくり」
7月5日(日) 午前10時～正午
1回目 午後1時30分～3時
2回目 午後1時30分～3時
七夕飾りを作り、天の川に見立てた荒川大模型173に飾り付けます。
特別展「楽しい美味しい江戸の水辺」
7月11日(土)～9月6日(日)
午前9時～午後5時(夏期延長開館あり)
川や水辺にまつわる人の暮らしが描かれた江戸時代以降の浮世絵や図絵・図譜を通して、自然と人との関わりと変遷を紹介します。
季節を楽しむ「緑にふれあおう」
7月12日(日)午前11時～午後3時
先着順(材料がなくなり次第終了)
ミニ盆栽やコケテラリウムなど、職人さんに教わりながら作ります。

費体験内容により変わります。

共通
入館料/一般410円、高校生以上200円(中学生以下、障害者手帳をお持ちの方とその介助者1人は無料)
問 県立川の博物館 ☎581・7333

催し 開催します! 隣保館カラオケ練習会

7月11日(土)、26日(日)午前9時～正午
場 かわせみ荘3階
問 隣保館 ☎581・3861

催し 開催します! 就学を迎える親の会

落ち着きがないけど小学校に入学してから大丈夫? 大勢の前で話すのが苦手な子ですが、小学校はどんなふうに入塾して行きますか? など、お子さんの就学(小学校入学)について、不安をお持ちの保護者を対象に、学校関係者から、就学までの流れや県立特別支援学校についての情報提供を行います。
7月17日(金)午前10時～11時30分
場 役場7階健診室
対 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれのお子さんの保護者のうち、お子さんの発育発達に不安をお持ちの方

催し 開催します! 第32回老人福祉センター囲碁将棋大会を開催します!

老人福祉センターと囲碁将棋の会では、囲碁将棋大会を開催します。
7月16日(木)午前9時30分～
場 老人福祉センター(かわせみ荘1階)
対 町内在住の60歳以上の方
費 500円
他 囲碁1クラス
将棋A・B2クラス
優勝賞状と賞品を授与
2位・3位 賞品を授与
※参加者全員に昼食をご用意します。
申 6月30日(火)までに、老人福祉センター ☎581・3861へ。
※月曜日と6月26日(金)、27日(土)は休館日です。

お知らせ 古式銃砲、刀剣類の登録証

古式銃砲や刀剣類を発見したときは、都道府県教育委員会が発行する登録証の有無を確認してください。
登録証がある場合
登録証に記載された所有者を確認してください。実際の所有者が異なる場合は、登録証を発行した都道府県の教育委員会へ「所有者変更届出書」を提出してください。また、所有者の住所が変更になった場合は「住所変更届」を提出してください。届出の様式は県のホームページから取得できます。
登録証がない場合
最寄りの警察署へ現物を持参し、発見届を提出してください。後日、県教育委員会から「銃砲刀剣類登録審査会の案内通知」が送付されますので、記載された審査会に参加してください。登録などに関わる審査手数料として1件につき6300円分の埼玉県収入証紙が必要です。詳しくは県文化資源課のホームページをご覧ください。
問 県文化資源課 ☎048・830・6986

マチイロ

総務課 ☎内線314

広報よりいや寄居議会だよりがスマホで読める! 寄居町をもっと身近に感じるアプリ「マチイロ」をご活用ください。最新号はもちろん、バックナンバーも閲覧できます。



QRコードからダウンロード!

お知らせ 森林を取得したときは届出が必要です!

対 売買や相続等により森林の土地を新たに取得した個人または法人
※森林の土地とは、県が定める「地域森林計画」に含まれる土地をいいます。
※「国土利用計画法」に基づく土地売買の届出を提出した方は対象外です。
届出期間/土地の所有者となった日から90日以内
届出方法/農林課に備え付けてある届出書に記入のうえ、添付書類と併せて農林課に届け出てください。届出書は、町公式ホームページからも取得できます。
※町外の森林の土地を取得した場合は、取得した土地のある市町村に届け出てください。
添付書類/土地の位置を示す図面、登記事項証明書や土地売買契約書等の権利を取得したことが分かる書類(写し可)
問 農林課 ☎内線402

お知らせ 森林の伐採には「伐採届」が必要です!

県が定める「地域森林計画」に含まれる森林の立木を伐採するときは、事前に伐採届を町に提出する必要があります。詳しくは農林課へお問い合わせください。届出の様式は農林課に備え付けてあるほか、林野庁ホームページからも取得できます。
提出期限/伐採を行う90日前から30日前まで
添付書類/伐採する場所の位置図、図の写し等
問 農林課 ☎内線402

広告

広告